

川崎市立南生田中学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

(名称・事務所)

第 1 条 この会は、川崎市立南生田中学校 P T A と称し、事務所を南生田中学校内に置く。

(目的)

第 2 条 この会は、教育基本法 の精神に従って、保護者と学校の職員の協力により、家庭と学校と地域社会における生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(活動)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦と交流とを図り、会員の教養の向上に努める。
- (2) 家庭と学校と地域社会との緊密な連絡によって生徒の生活を指導し、生徒の学習環境の改善に努める。
- (3) 学校教育の充実に努める。
- (4) その他、会の目的を達成するために必要と認められる活動。

(方針)

第 4 条 この会は、自主的な民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) この会の目的に反する営利的、宗教的または政治的な活動には関与しない。
- (2) 学校の管理運営や人事に干渉しない。
- (3) 生徒の健全な育成のために活動する他の団体や機関と協力する。

第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 この会は、南生田中学校に在籍する生徒の保護者と学校職員で構成する。

(権利と義務)

第 6 条 会員の権利はすべて平等とする。会員は、この会の運営に協力し、会費を納める。

第 3 章 役 員

(役員と定数)

第 7 条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 書 記 4 名 (内教員 2 名)
- (4) 会 計 3 名 (内教員 1 名)

2 前項の役員は、この会の活動の実情に応じて、会長を除き若干名の増員をすることができる。

(役員と任務)

第8条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、会議の記録をとり、この会の庶務を処理する。
- (4) 会計は、総会で決定された予算に基づいて、この会の経理を処理する。

(役員候補者推薦委員会の設置)

第9条 役員候補者を総会に対して推薦するため、役員候補者推薦委員会を置くものとし、その構成、任務等は、規約施行細則で定める。

(役員を選出)

第10条 役員は、役員候補者推薦委員会の推薦する候補者を総会にはかり選出される。

(役員任期)

第11条 役員任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員欠員補充等)

第11条の2 役員に欠員が生じたとき、又はやむを得ない理由により、現役員の在任中に会長を除く役員を増員する必要があるときは、第10条の規定にかかわらず、役員会の推薦により運営委員会の承認を得て、補充又は増員することができる。この場合において、当該補充又は増員した役員任期は、選出された日から最初の3月31日までとする。

第4章 機関

(機関の設置)

第12条 この会は、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 各種委員会

第5章 総会

(総会の性格)

第13条 総会は、この会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。

(総会の種類)

第14条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(総会の開催)

第15条 定期総会は毎年1回、年度始めに開催するものとする。臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、会長が議題を示す。総会の決議は定期総会、臨時総会ともに、会長が招集するか、書面による決議(電磁的記録を含む)によるものとする。招集する場合、議会の議長は、そのつど、総会で選出される。

(総会の付議事項)

第16条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の決定と変更に関する事項
- (2) 役員任免に関する事項
- (3) 経過報告と会計決算報告の承認
- (4) 予算と事業計画の承認
- (5) その他重要な事項

(総会の成立と議決)

第17条 総会は、会員の過半数以上の出席(委任状、議決権行使書を含む)で成立し、議事は出席者および議決権行使書の過半数で決する。

第6章 役員会

(役員会の構成と性格)

第18条 役員会は、役員および校長をもって構成し、PTA活動を円滑に行うための諮問機関とする。

(役員会の開催)

第19条 役員会は、原則として毎月1回開催するものとし、会長が招集する。また、必要に応じて臨時に役員会を招集できる。

(役員会の任務)

第20条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会員の意見や要望を生かし、諸行事の企画立案と連絡調整を行う。

第7章 運営委員会

(運営委員会の構成と性格)

第21条 運営委員会は、役員、各種委員会の正副委員長および校長をもって構成し、総会につぐ議決機関とする。

(運営委員会の開催)

第22条 運営委員会は、原則として毎月1回開催するものとし、会長が招集する。また、必要に応じて臨時に運営委員会を招集できる。

(運営委員会の任務)

第23条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会員の意見や要望を生かし、事業計画の推進を図る。
- (2) 細則の決定または変更に関すること。
- (3) その他会の運営上に必要な事項の審議および決定に関すること。

第8章 各種委員会

(各種委員会の種類と任務)

第24条 この会の活動を推進するため、次の各種委員会を置く。

- (1) 学年委員会
学年毎の意見を調整し、運営委員会に対して会員の意見を反映させることを任務とする。
- (2) 成人委員会
講演会、研修会、見学会等を開催することによって会員の教養の向上に努める。
- (3) 広報委員会
広報活動を推進し、会員相互の理解に努める。
- (4) 校外指導委員会
生徒の校外生活の指導と地域の健全な環境の向上に努める。
- (5) 厚生委員会
学校の美化環境整備に協力するとともに、生徒の福祉増進を図る。

(各種委員会の組織)

第25条 各種委員会の組織については規約施行細則で定める。

(臨時の各種委員会)

第26条 臨時の事項について、運営委員会が必要と認め決定したとき、臨時各種委員会を設けることができる。

第9章 会計

(会の経費)

第27条 この会の経費は、会費、その他の収入によりまかなう。

(会費)

第28条 会費は一世帯につき、月額300円とする。(毎年4月分より、翌年3月分までの12ヶ月分を徴収する)

(経費の支出)

第29条 この会の経費は、事務計画の予算に基づいて支出する。

(会計決算)

第30条 この会の会計決算は、会計監査を経て総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第31条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査の定数、任務、選出等)

第32条 会計監査 2名

会計監査は、この会の経理を監査するものとし、運営委員会に出席することができる。
役員を選出、任期、欠員補充等に関する規定は、会計監査について準用する。

第10章 補 則

(細則、規定等の制定)

第33条 この規約に定めるほかに、会の運営に必要な細則、規定等は、運営委員会が定めることができる。

(規約の変更)

第34条 この規約は、総会で出席者の3分の2以上の同意がなければ、変更することはできない。

(規約の実施)

第35条 この規約の実施は、昭和52年6月27日とする。

この改正規約の実施は、平成11年4月26日とする。

この改正規約の実施は、平成18年2月20日とする。

この改正規約の実施は、平成23年2月18日とする。

この改正規約の実施は、平成30年2月23日とする。

この改正規約の実施は、令和5年3月3日とする。

規約施行細則

第1章 役員候補者推薦委員会

(委員会の構成)

第1条 委員長は、会長が委託する。委員は各種委員会から各1名選出する。また、委員会には次の委員が加わるものとする。

- (1) 役員より1名
- (2) 教員より2名

(委員会の性格)

第2条 役員候補者推薦委員は、自ら役員候補者となることはできない。

(役員候補者名簿の作成と告示)

第3条 役員候補者推薦委員会は、次期役員の候補者名簿を作成し、本人の承諾を得て、総会の7日前までに全会員に告示するものとする。

(委員の任期)

第4条 役員候補者推薦委員の任期は選出された時から、その年度末までとする。

- (1) 委員に欠員が生じた場合は、当該委員を補充するものとし、その任期は前任者の残留期間とする。
- (2) 役員候補者推薦委員会の代表は、運営委員会にオブザーバーとして参加できる。

第2章 各種委員会

(各種委員会の組織)

第5条 学年委員会は、各学年より原則、学級数に相当する人数の委員を選出し、構成する。学年委員会は、互選により各学年代表を1名選出し、選出された3名が学年委員会の委員長(1名)、副委員長(2名)となる。

第6条 成人、広報、厚生、校外指導委員会は、それぞれ原則、各学年により学級数に相当する人数の委員を選定し、構成する。各委員会は、選出された委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。

2 前項の副委員長は、各委員会の活動の実情に応じて、若干名の増員をすることができる。

第3章 個人情報の取扱い

第7条 この会が活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については「川崎市立南生田中学校PTA 個人情報取扱規則」として別に定め、適正に運用するものとする。

第4章 慶 弔

第8条 この規定は会員、並びに生徒の慶弔に適用する。

(慶 事)

- (1) 卒業生に記念品をおくる。
- (2) 役員の退任、教職員の転退任に際しては記念品をおくることができる。

(弔 事)

- (1) 会員の死亡の際は弔慰金 5,000 円をおくる。
- (2) 生徒死亡の際は献花と弔慰金 5,000 円をおくる。

(特別の場合)

第9条 その他特別の場合は、役員会で審議する。

付 則

- (1) この改正規約施行細則の実施は平成16年1月8日とする。
- (2) この改正規約施行細則の実施は平成18年2月20日とする。
- (3) この改正規約施行細則の実施は平成27年2月25日とする。
- (4) この改正規約施行細則の実施は平成30年1月31日とする。
- (5) この改正規約施行細則の実施は平成30年1月19日とする。
- (6) この改正規約施行細則の実施は令和6年4月1日とする。